

請負業者の眼に映したる鐵道工事

九一〇

委員 野呂景義君	委員 香村小錄君	機械學科
委員 分科幹事 依國一君		
委員 有阪銀藏君	委員 井口在屋君	委員 阪田貞一君
委員 笹本菊太郎君	委員 大河内正敏君	委員 進經太君
		委員 斯波忠三郎君

委員 分科幹事 加茂正雄君	機械學科

論說及報告

請負業者の眼に映したる鐵道工事

會員 工學士 野澤房敬

鐵道工事の變遷

鐵道の建設と密接の關係を有する請負業者の經濟的價値は、未だ一般社會に認識せられざるも、從來如何なる鐵道工事と雖も、一つとして、請負業者の手を待たずして、成りたるものなく、將來に於ても亦、必ず然らざるを得ざる可き也。

彼等は一朝起業者より工事を引受くるや、多數の勞働者を引率して起ち、起業者の希望に副ふ可く、低廉に、且つ迅速に施工するを以て、單に營業者としては、主客の別を生すと雖も、工事遂行に關しては、參謀官と戰鬪者との關係を有す。參謀帷幄に作戦計畫成ると雖も、陣頭に起つて奮闘勇戦するの將卒なくんは、果して何の成す處がある。鐵道敷設上爰に起業者たる參謀あり、而して之に伴ふ、請負業者たる戰鬪者の存在は亦決して沒却す可らざる也。

去れは我邦鐵道事業の發生以來五十年間に於ける彼等の消長興廢の跡を見て今日に及ぶ、亦冷然普通一遍の營業史乘と看做す可らざるものある也。別に彼等の從事する工事の種類は、大別して三種とす。即ち一般土工、隧道開鑿及び橋梁架設是也。別に

大停車場の建造物あり、而かも建築の部類に屬し鐵道工事請負業の以外に置くを例とす。

彼等と雖も、一面確に營業者に相違なけれは、又一般營業者と同一に、利害得喪の念願より離脱する能はさるは當然にして、工事着手以前に於ては、是等工事を遂行せんとして投資す、望むらくは出來得る限り多くの利益を收得せんものと或は工區所在地の状況を考察し、或は總收入に對し、營業支出定規経費及び災害支拂の増減に關し考慮する等、其心勞尠からず。昔時は、計算の方法簡易にして、又下請人の如きも元請人より吩咐する數量及び單價に關し何等異議を挙む者あらざりしか、今日に於ては、彼等の智識も大に向上進歩し、是等に關する調査の精確なる、元請人の容易に企及し得ざる者あるに至れり。去れば下拂の如きも亦、昔時の所謂宛飼的方法を以てしては、到底彼等を満足せしむる能はさる也、且つ昔時は、労働賃金低廉にして労働能率は極めて良好なりしも、近時に至りては、其賃金實に昔時に倍蓰する暴騰をなし、而して其能率は却つて著しき低下を見る。是等商機の微細なる點亦、決して忽諸に附す可らず。施工以外如斯心勞を要す、請負業を營むも亦容易ならざる也。於是か品性下劣なる徒輩は、往往謂ふに忍ひざる手段に出づ。

營業者として利益を望む、素より當然なりと雖も、目的の爲に手段を擇はすと云ふは、甚だ取らざる處也。斯る弊風の就中請負業者に多しと聞く、實に慨嘆に堪へざる處、彼京濱間の鐵道敷設以來、今日に至る四十又五年、其間に於ける鐵道事業の投資額拾餘億圓中、裕に其三分の一に該當する多額は、實に請負業者に於て消化し乍ら、國家社會より何等認識せらるゝ處なく、寧ろ指彈を蒙るの傾向あり、其原因多々ある可しと雖も、是等手段を擇はざるの徒輩其間に介在して、跋扈跳梁するの必ず累を一般斯業界に及ぼせる、多きに居るものと可謂何等か改善の方法を講せざる可らざる也。

斯業者も覺醒の時期に到達せり、希望の曙光を認めたる者の如し、同業組合を組織せよと、其聲各所に聞ゆ。同業組合實に必要也、而して其組織成立せんか、出來得る限り、多くの當業者を網羅し、以て一面品

性の陶冶に務め、他の一面に於ては、無謀なる競争に對し、集合體の威力を以て挑戦す。大勢に逆ふ者は敗れ、順應する者は榮ぶ。組合組織は、刻下の大勢に順應する、唯一の方法にして、結束は無二の武器と可謂也。

爰に各論に入るに先立ち、業務發展の順序を略叙する、亦徒爲に非ざる可し。

抑も斯業に關し、其種子を蒔き、而して萌芽生育に至るまで、愛護せられたるは、實に故子爵井上勝氏にして、之れを第一期とす。子爵退官後、其後を繼承したるは、智者の聞へある工學博士松本莊一郎氏にして、愛撫培養充分の發育に努められたり、之れを第二期とす。松本博士歿後、鐵道院に總裁となりしは、男爵後藤新平氏なるが、此時に當り、斯業も漸く精華を附くるに至りしか、枝葉稠密等の爲め各自相傷ひ未だ其實を結ぶの時期に到達せざるに將に凋落を來たさんとするの狀態を呈せり、之を第三期とす。

去らは、理想の良果を收穫せんと欲せば、是等障礙たる惡枝禍葉に對し、斷然剪裁を加へざる可らず。刻下は實に請負業の爲に、改善を企圖す可き好時機と可謂、籍を斯業に有する者それ努力せざる可らず。

鐵道土工々事の變遷

由來請負業なる者は、頗る古き歴史を有する事と信するも、近く徳川氏時代に於て尙既に明確なる史實の徵す可き者なし、況んや其以前に於ておや。然かも現時の形式を備へたる請負業としては、實に明治の初葉、彼の京濱間に於ける鐵道工事に於て、漸く端緒を發きたるものにして、其當時埋立工事を請負たる、高島嘉右衛門氏實に斯業の祖を成す者の如し。爰に最近長足の進歩をなすに至る迄の徑路に就き、史籍に徵し、先輩に聽き、得たる處に據り其梗概を略叙せんか。

明治初葉に於ける工事は、多く直營なりしか、請負業なる者は其當時一定の賃金を受けたる定雇人夫中に胚胎を見る。事の初に當り、未だ被傭者の數多からざるの時は、萬事簡易にして、其賃金の如きも、日

次之を仕拂ひたりしか、其後次第に員數增加し繁雜を加ふるに從ひ、被傭者に於て、十人乃至二十人中より、人望ある者一名を選舉して總代とし、賃金の受領を始め其他萬端を之に一任し、雇主の繁劇を省きた。當初は總代も一般被傭者と共に勞働に從事せしが員數益々增加するに及ては、賃金の計算受授等又一層繁劇を加へ、總代も勞働と兼務にては到底其要求を充たし難く、於是更に専任者を置く事となり。其任に膺り、該事務を執掌する者、之を號して頭目と呼び、親方と稱す。多數人夫を要する場合附近に於て之を充たす能はすんは出て、他地方に赴き、募集し、移入し、其勞金を起業者に請求する等、一切頭目に於て之を行ふ。而して賃金も從來の如き日拂制度を廢し、毎月一回乃至二回、一定の日を以て會計日となし、頭目より之を仕拂ひ、又其對價たる手數料を、人夫より徵收す、於是乎請負の形式稍備はる、是れ現時に於ける請負業の濫觴也。

其後時運の進歩と共に、此形式に則り、材料、労力の供給より、施工に至るまで、優良なる成績を挙げ、雇主即ち起業者をして、手數費用、時間等を省かしめ頗る便宜にして、必要缺く可らざる業務たる事を識認せらるゝ機運に到達せり。然れ共、其創始の時代に於ては、經營上財力伴はざるあり、起業者に於ても、爲に保護を與へたる事、尠なかさらりし也。

請負業の發達は、子爵故井上勝氏の指導に負ふ所多し。斯業たる素、其原料たるは粗暴なる壯漢なれば、是に從事せんとする者は、是非其彼等壯漢を制馴するに足るの、腕力と筋力を具有せざる可らず、爰を以て心ある者は好んで之に從事する者なし。殊に新規の事業なれば、其幕下に集りし者の中より採用したるも人選の標準を見出すこと至難にして、子爵の明を以てするも、殆んど玉石混淆たるを免れず。

殊に辛ふして採擇に預けし者の如きは、舊式の頭腦にして、放縱の性癖を有する者多く斯る徒輩をも俱に文明の先驅者とも可稱、鐵道請負業者たらしむ可く、其品性を陶冶し、面目を改めんとしたる、其苦心や實に可思也。子爵の其指導に從事するや、世上の非難攻撃の如きは、更に眼中に置かず、自ら信する處を

執つて邁往し鼓舞して業務の簡捷を圖り保護を與へて獎勵する等、遂に勵めたるもの也。如斯は剛腹にして且緻密なる子爵其人の如きに非すんは、得て能はさる處なる可し。

然かも保護なる者は、元來一種の恩恵に屬するを以て、子爵は是を久々して、彼等の獨立心を失ふを慮し、漸次意を之に濶たりしか、其指導宜しきを得て、今日の効果を見るに至れるものゝ如し。而して子爵の指導を受けたる者の中、最も傑出し、後日請負業界に霸を爭ふに至りし者は、實に鹿島岩藏、吉田寅松、杉井定吉等の數氏とす。

茲に彼等の故子爵より指導教訓を受けたる當時の請負方法を見るに、例へば一千坪の盛土工事ありとせんか、起業者は一坪四十錢の單價を以て特命請負を命じ、若し彼等に於て損失ありと認むる場合は、次回特命請負に際し、單價を五十五錢と改め、以て前回の缺損を填補せり。殊に現場に於ける労働者騙使の如きは、實に情味掬す可きものあり。

往時に於ける土砂の運搬は畚を使用し、人肩にて擔ひたるを以て、一坪の運搬約二百畚を要したれば、稍大土工ならんか、數百の勞働者を要し、老幼男女打混りて労働に從事するを以て、單調にして無味乾燥なる工事にても、實に愉快にして、又比較的迅速に進捗し、且つ農事の閑散なる時期に於ては、地方を潤澤せしと亦鮮少ならざりし。其賃金の計算には、木札を使用し、畚一個に付、小札一枚と定め、十枚或は二十枚に達する時は、大札一枚を以て之に引換へ、而して其一枚を幾錢とし、所得數に應して賃金を仕拂ふ、其方法たる小錢を數個の竹笊に盛り、一方に於て人慾を挑發し、他方に於て金力の豊富なるを提示する等、煩雜の裡にも亦、趨向の巧みなるものありたり。

當時既に土取場の状況に據り、手押車^{ハンドカート}を土工用に使用することを開始したりしか、當初軌道は、本線用の軌條を貨與したるに磨滅損傷甚しく、使用後之を本線に敷設するに及び、車輪、或は車軸等を毀傷して、振動劇しく、爲に道床を破壊する夥しきものあり、是等の實驗より、次期に於ては、更に輕便軌條を購入貸

與したるも、是亦損傷亡失等頻繁なりしを以て、遂に請負業者に於て、是等の購入負擔をなさしむるに至れり。

其後は一般に輕便軌條を敷設し、而して一臺積量約八匁半を有する手押車を使用し操業するに至り、一坪の運搬十二車を以て足り、労働者の如きも復昔日の如く多數を要せず、但た其計算用の木札は依然使用を繼續したり。

労働者の使役は常に寛大にして、彼等にして一定の業務を了り、終日の疲勞を慰藉す可く、速に歸路に上らんと欲する者、或は更に居残りて、増歩の賃金を獲得す可く、引續き業務に從事せんと欲する者等、其作業上支障なき範圍に於て、彼等の任意たらしめたり。

總て如斯故に労働者も悦んで大に努力せしを以て、請負業者に取りても、實に良好の結果を得たりし也。

請負業の第一期時代とも稱す可き頃に於ては工事の速成を要し夜業をなす場合あらんか、作業場内所々に焚火をなし、其火光に依て操業したるものなるか。其頃たる從業者の數も非常に多かりしを以て、火勢は炎々天を燐き、人聲は鬱々山を搖かし、遠望は失火を欺き爲に警鐘を亂打せしめたる事もあり、近くは右往左往に馳驅する人影、素より甲冑は具せざるも其勇壯なる、宛然戰鬪の如く見る者をして源平時代の野營も斯くやと思はしむる程なりしか、第二期の頃に及ては、焚火の時代は既に去りて、カンテラ時代は來たれり。而して其何人の考案なりしか頗る興趣ありしは、土瓶を以て其器に代用したる事にて、簡便なる處より、一時は専ら之を使用されたる者の如し。即ち糟止を穿ち抜き、檻樓布を口に投して芯となし、石油を注ぎて點火す。之を土取場、土捨場等主要個所の地上に配置し、通路を照したる也。其後久しからずして、煉瓦燈とも稱すへき物起り、土瓶燈火は退謝するに至れり所謂煉瓦燈とは、煉瓦を炎々たる炭火の裡に投して乾燥し冷却したる後、其中央を針金にて結び、結び剩れる線端を其儘曲げて、

請負業者の眼に映したる鐵道工事

九一六

鉄型狀を作り吊懸に便にし、煉瓦を石油罐中に投し之を吸收せしめ以て燃料とす。而して所要の場所に於て、高さ五六尺位の木柱を、四五間の間隔を保ちて樹立し、架線をなし、之に前記煉瓦を吊して點火する裝置なり。光輝強烈にして、映射範圍廣きに亘り、操業上非常に便利なりしか斯る施設は甚だ不經濟なりとて是亦漸次衰頽せり。燈火の光は文明の曙光に伴ふものなり今や奎運の隆々たる一部請負業者の使用する處にして、經濟的打算を沒却せず、而して光力に於ても優に前來の燃火を凌駕せるあり。

ウェルスランプ或はルーカルライトと稱し、石油を烟霧となし之に點火する物なり。彼の松明焚火の時代より茲に至る、土工用燈火の進歩も亦著しきもの無きに非す。而も顧て一般民家の燈火を見るに種油行燈は夙昔時に屬し、石油洋燈亦廢退し、今や瓦斯燈電燈の時代となり殊に電燈の如きは、我邦に於ても六大都市及び之に接続せる町村は勿論、山村海郭と雖も稍々文明の風潮に遅れざる土地ならんか、皆是を使用しつゝあるに比すれば、文明の先驅者を以て任する請負業者の燈火としては、聊か遜色あるの感なき能はず。去らは如上ルーカルライト使用の如き、一般斯業界に普及するに至らんことを切望に堪へざる處なり。

明治二十二年會計法發布の結果、特命請負法を廢して、指名請負法を施行せらる、然かも入札者の數を制限したるを以て、無謀なる競争等行はれず、相當利益を見たり。日清戰役後に及び、事業の勃興すると同時に請負人の數亦從つて増加したるも、當時倘々全國鐵道網の調査を行ふあり、請負業者も大に希望の光輝を將來に認めたりしか、其人存すれば政上り、其人亡すれば政衰ふ、先是國會開設後、期年ならずして、斯業の恩人井上子爵は冠を挂けて去り、又後繼者として、子爵の方針を大體に於て踏襲し來りし、松本莊一郎氏世を逝るや、偶々日露戰爭突發し鐵道工事は一時中止の姿となり、請負業者も一時頗る窮境に立ちたり。

中野欽九郎氏當時恰も、秋田縣院内隧道並に其附近の鐵道工事に從事中なりしか、起業者に於て會計

の都合上、一時工事を中止せんと聞くや、氏は寸刻も猶豫もへき工事に非すとなし、當局者に逼り、自ら工費を立替へ、之を完成す可し、是か仕拂の如きは後日政府の會計整理成るに及て受ければ足る、國家の爲め自己の爲め此際の中止は斷して不利也と絶叫せしは、實に此時の事也。

明治三十八年、平和克復と同時に復ひ事業勃興し、曩日の衰頹を恢復する機會を得たりしも、此頃より彼等労働者も漸く放縱に流れ、次第に反上抗官を敢てするの傾向を呈し、且明治三十七年、鐵道國有を断行せられたり、從來私設鐵道會社は鋭意線路の延長、工場の擴張等に全力を盡し、斯業も亦前代未聞の繁榮を極めたりしに國有後は鐵道としては、旅客の吸收、貨物輸送の設備は、大に發達し、歐米の一流鐵道に比し敢て遜色なきに至りしも。鐵道資金を制限せられ事業も亦縮少せられたるを以て、工事著しく減少し、爲に今日の不況を觀るに至れり。加之工事の減少に反比例し、同業者の増加益々多きを以て、指名入札なる美名存すと雖も實際に於ては、競争入札と更に選ふ處なく、而して其競爭の如きも、一工事毎に熾烈激甚を加へ、且つ逐日雜多なる當業者の輩出する等、萬事請負業者に取りては、打撃を蒙る事非常なるものあり。於是乎斯業者中思慮ある者は、此間に處する方法の爲に、日夜苦心焦慮先づ第一着手として、彼等労働者を待たず、作業の遂行を成し得る物をも考察の結果、出來得る限り機械を工事に應用する事となり、漸次文明的施設の行はるゝに至りぬ。

土工列車は、初葉より使用し、今尙ほ昨の如く、一列車三枚側貨車一臺七合積約二十輛を連結し、一列車約十五坪の土砂を運搬せり。其回數の如きは論ずる迄もなく、土取場の距離、或は積取設備の良否如何に因り、一定せず。而して此土工列車を運轉する場所ならんか、掘鑿夫、積込夫及び積卸夫のみにて、運搬夫を要せざるを以て、彼の手押車運搬に比すれば、労働者の需要殆んど半減し得るも、手押車の如く用途範圍廣汎ならず、即ち其場所を局限するを以て也。去らは請負業第二期時代とも可謂斯業發程の中葉に於て、労働者の就業範圍を狹少ならしめたるは、手押車の使用開始と謂ふ可し。

殊に現時彼の蒸氣掘鑿機を使用するに至つては、其威力の壯大なる、其人力を節約し得る程度の甚大なる殆んど労働者の代務を之に爲さしむるもの也。人夫の募集困難なる時健康に適せざる土地に操業する時、或は雨期に際し、就業を厭ふ者多き時等是れか防衛法として之を使用せんか、唯た僅に積卸人夫のみを以て足り、又埋築或は地盛の如き大土工に在りては、専用輕便線を敷設し、輕便機關車を使用し、土工列車を運轉し、而して此蒸氣掘鑿機を併用するあらんか、人爲の労力を減少し作業の能率を増大するを以て彼労働者募集の難易の如き復問を要せざるに至らん。

降つて明治四十三年、彼の東海道品川驛埋築工事には該機械を使用せり、須要土砂の採掘は、約三哩を距つる八ツ山に於てし、官給蒸氣掘鑿機二臺を備へて作業せり。其の土砂掘器の容量は、三合三夕にして、土砂を掘取し土運車に積入るゝに要せし時間は、僅に一分間に過ぎざる也。専用線路の軌隔は、二沢六吋にして、使用軌條の重量は、一碼に付二十封度なり。機關車は四輛聯結にして、重量は炭水積載の時は十噸弱、百分の一の勾配線に於て、土砂三合三夕積載の土運車二十五輛を牽引したるを以て、一列車八坪五合餘り、一日約二百坪の土砂を運搬したり。此工事に要したる土砂總坪は三十萬立坪にして、是れに費したる日數は三個年。土坪一坪の請負代金は一圓五十錢なりしか請負業者は、抜き坪を以て仕拂を受け、而して車數即ち運搬坪數に據り、仕拂を爲したるを以て、取り坪一坪は、運搬坪約一坪三合に該當し、爲に相互間著しき差違を發生したりとの事也。然かも此差違たる、盛土或は切取の一方に於て仕拂を受授する場合には發見し得ざる現象なるも、斯業者に取りては、等閑に附す可らざる事と思惟し附記し置くもの也。別に特記す可きは、此工事を請負ひたる當業者の事績也。

此工事の請負業者は、實に鈴木辰五郎氏にして、嶄新なる設備の下に其能力を自覺しく發揮したるは勿論、文明の利機を斯る大工事の上に應用したるは、本邦に於て實に氏を以て鼻祖なりとするも、亦過稱には非ざる可し。

而して氏の技倆と資力は、常に綽々として餘裕あるも、在來の普通鐵道工事の如きは、規模狹少にして、斯る施設を要する大工事の殆んど稀観なるを奈何せん。

大工事に際し、新機械を使用せんか其利益の多大なる計り知る可からず。然るに是れか所有者にして、其損傷せざらんことを苦慮し、使用上徒に干渉を是れ事とするか如くんは、寧ろ當初より貸與せざるを可とす。曾て某請負業者が掘鑿機械に關し、甚しき干渉を受け爲に起業者へ斷然返却し、人力を以て土砂掘鑿に當りしか、幸にして同地方は苦力の供給頗る豊富なりしと、勞銀亦頗る低廉なりしを以て、何等大過なく、其大工事を遂行し得たりと聞く。機械損傷の如きは敢て介意するに足らず、一工事に於て能く其能力を發揮し、完全なる功を告ぐる有らんか減價償却一期に決せざるもの。若し損傷甚しく使用に堪へざるに至らば、寧ろ廢棄し、更に新式の優物を購入するの氣概なかる可らず。

同盟罷工の爲め屢々甚大の苦痛を感じせる、對岸米國に於ては、勞働經濟の見地より、水射式土工法を採擇し、大に効果を擧げたり。請負業者堀内廉一氏は是事を聞くや特に人を派遣し、實地觀察をなさしめ、而して之を小樽停車場擴張に要する、埋立工事に試用したり。然るに此際に於ては地皮堅硬なりし爲、爆發薬を用ひ、地表を破壊したる後射水したるを以て、不幸良好の結果を收むる能はざりしも、若し普通の土砂なりしならんには、其効果必す見る可きものありしならん。

水射式土工とは、唧筒にて放射し、其水力の自然流下に依り、地表の土砂を目的地へ押送する機械的施設の謂ひにして、此唧筒運動用動力は蒸氣或は電氣を使用し、一秒或は一分時の放射水量即ち噴射力は、唧筒の大きさ及び放射管の口徑に依り算定するを得、而して地皮の硬軟は浚飴の難易を測定するを得べく、又是れか使用場所としては、傾斜急峻なる山地たる可く、其附近に水量豊富なる河川池沼或は海岸を有せざる可らず。土取場と埋築地との距離は、多くも三四百間を超へざる可く、埋築地は土砂流送の水を放出するも被害を惹起せざる個所たるを要件とす。

月二十年六正大

土工に要する労働者は、請負業者に取りては、生産の原動力なれば、素より健全なる發達を希望する處なるも、時運の趨勢は彼等を驅つて劣悪ならしめ、労働能率の減少せる、近年著しきものあり。今試みに是を十數年前の能率に比較せんか、十に對する八にも相當せざる可し。彼等の體格は逐年羸弱に赴き勞務に耐へず、意志も亦健全を缺き、従つて労働に服するを厭ひ、動もすれば雇主に逆ひ、同盟罷業を企畫せんとす。近時其鋒鏑閃々前途を脅かさんとするの傾向なきに非す、豈寒心に堪へさらんや、大に苦慮せざる可らず。去らは今後は、收益遞増上、出來得る限り、労働者を減少し、彼等の勞力に代用するの力を機械に假り、以て業務を遂行するの覺悟なかる可らず。此點に鑑み、吾人は堀内氏か、斯の如く、銳意以て歐米の長所を採用し、斯業啓發に盡ざるゝを欣ぶ。斯る用意は民業の範圍を擴め、國家の幸福を増進するに與つて力あるを以て也。(未完)

隅田川口改良工事(其四)

東京市河港掛長技師 準員 田 村 與 吉

○河港課執務細則

第一章 總則

第一條 掛長掛員ノ事務分擔ヲ定メ課長ニ報告スヘシ分擔變更ノ場合亦同シ

第二條 更員若ハ舊人出張ナ要スルトキヘ特殊ノ事由アルモノ、外市内ニアリテハ其前日市外ニ在リテハ三日以前課長ニ其申スヘシ

第三條 課長特命ノモノ、外其掛ノ取扱事項カ他掛ニ直接關係アルモノハ其掛ニ協議シ協議調ハサルトキハ課長ノ裁斷ナ承クヘシ

第四條 左記事項ノ外掛ニ於テ外部ニ對シ文書ノ受授ヲナスヘカラス
一 成規常例ノモノ

一 請負人又ハ顧客等ニ關シ關係人ナ召喚スルトキ但召喚ハ文書又ハ電話ヲ以テ事實ヲ悉サルトキニ限ル

第五條 懸念掛員ヨリ提出スル文書ハ掛長ヲ經由シ掛員ヨリ發スル文書ハ掛長名ヲ以テスヘシ

第六條 収受文書ハ特殊ノ事由アルモノ、外三日以内處分スヘシ

第七條 往復文書ハ收受ノモノハ收受件名簿ニ發送ノモノハ發送件名簿ニ記載スヘシ

第八條 収受件名簿ハ何受第何號發送件名簿ハ何發第何號、番號ナ附シ其番號ハ一々文書ニ記載スヘシ

第九條 帳簿其他ノ際寫保存スヘシ

例規下ナルモノハ際寫保存スヘシ
第八條 決算又ハ令達等ニシテ執務上參考トナルモノハ關係課員ヘ回覧シ且ツ

第二章 廉務掛